

○池田市地域福祉計画策定委員会規則

平成25年3月29日

規則第13号

改正 平成30年3月30日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市附属機関条例(平成25年池田市条例第1号)第3条の規定に基づき、池田市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて池田市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び見直しについて調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域福祉に関し識見を有する者
- (2) 市民
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 社会福祉事業を営む者
- (5) 社会福祉に関する活動を行う者
- (6) 関係行政機関の職員

3 前項第2号に掲げる者は、2名以内とし、公募により選考するものとする。ただし、当該手続の結果、委嘱すべき市民の決定がなされなかったときは、この限りでない。

4 前項に定めるもののほか、公募による選考に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員の任期は、第2項の規定による委嘱又は任命の日から計画の策定又は見直しの日までとする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に出席委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部高齢者政策推進室高齢・福祉総務課において処理する。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(最初の会議の招集)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に開催される委員会の会議及び委員の任期満了に伴い新たに委嘱され、又は任命された委員により組織された委員会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

附 則(平成30年3月30日規則第16号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。